



消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

消防庁予防課行政係
青島一路

はじめに

平成25年12月27日、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号。以下「改正令」という。)他2法令が公布された。これは、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直し等を行うほか、

消防法施行規則等の改正を行うものである。以下その概要について解説する。

なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により改正された後の当該法令の条項を指す。

消防法施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正の背景等

(1) 福知山市花火大会

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場(由良川河川敷)において火災が発生し、

死者3名、負傷者56名を出す惨事となった。

この火災を受け、消防庁では、「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置し、屋外イベント会場等における防火対策に関する検討を行

資料1 対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直しについて

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場(河川敷)において火災が発生し、死者3名、負傷者56名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して、今後の屋外イベントにおける火災対策を検討してきた。

現行の規制体系

【火気器具の取扱いに関する規制】(消防法第9条、消防法施行令第5条の2第1項)

- 可燃物との間に火災予防上安全な距離を保つこと
- 周囲の整理及び清掃に努める等の適切な管理を行うこと等

【少量危険物の取扱いに関する技術上の基準】(条例(例)第30条)

- 危険物を取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
- 危険物を取り扱う場合においては、当該危険物が飛散しないよう必要な措置を講ずること等

【消防吏員による措置命令】(消防法第3条)

屋外において火災の予防に危険であると認める場合、消火準備や物件の除去等を命ずることができる。

火気器具の取扱いに関する新たな規制の必要性

祭礼、縁日、花火大会、展示会等、多数の者が集合し、多数の火気器具が使用されるなど火災危険性が高いイベント会場において火災予防の徹底を図るためには、火気器具を使用する者に消火器の準備を義務付け、速やかな初期消火を可能にする必要がある。



い、平成25年10月に報告書を取りまとめた。

この検討部会報告書では、火気器具等を取り扱う露店に対する主催者等の火災予防上の指導体制が明確ではなく、また、屋外イベントにおいて火気器具等を取り扱う者による消火準備の状況が不明であり、速やかな消火活動が実施できない可能性がある等の課題が指摘された。

このため、消防法施行令を改正して、市町村の条例制定基準として火気器具等を取り扱う者による消火器の準備を新たに規定することとした(資料1)。

(2)長崎市認知症高齢者グループホーム火災

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて火災が発生し、死者5名、負傷者7名を出す惨事となった。

この火災を受け、消防庁では、「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」及び「障害者施設等火災対策検討部会」を設置し、避難が困難な者が主として入所する社会福祉施設等における火災対策について検討を行った。「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」は9月に報告書を取りまとめ、「障害者施設等火災対

策検討部会」は2月に第4回検討部会を開催し、近々報告書を取りまとめることとしている。

両検討部会での検討では、初期消火やグループホーム職員からの火災通報がなされていないなど、防火管理者側の初期対応に関する課題があるほか、火災のあった施設の延べ面積が275㎡未満であるためスプリンクラー設備の設置義務がなく、実際に設置されていなかったことから、火災の抑制ができなかったこと等の課題が明らかになった。

このため、消防法施行令を改正し、避難が困難な者が主として入所する社会福祉施設等に対して、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとし、また、消防法施行規則を改正して消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の感知器との連動を義務付けることとした(資料2)。

(3)福山市ホテル火災

平成24年5月13日、広島県福山市のホテルにおいて火災が発生し、死者7名、負傷者3名を出す惨事となった。

この火災を受け、消防庁では、「ホテル火災対

資料2 スプリンクラー設備に関する基準の見直し等について

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて火災が発生し、死者5名、負傷者7名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」、「障害者施設等火災対策検討部会」を設置して、避難が困難な者が主として入所する社会福祉施設等における火災対策について検討を行った。

火災被害拡大の原因・今後の課題

- 初期消火やグループホーム職員からの火災通報がなされていない等、防火管理者側の初期対応が適切になされなかった。
- 延べ面積275㎡未満の施設のためスプリンクラー設備の設置義務はなく、実際に設置されていなかったことから、火災の抑制ができなかった。

改正の考え方・必要な対策

- 避難が困難な者が主として入所する施設については、避難時間を確保するために延焼を抑制する必要があることから、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することとする。
- ただし、「介助がなければ避難できない者」が主として入所する施設に該当しないもの、又は、防火区画や内装不燃等の「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」を有する施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない。
- 併せて、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けることで、消防機関への迅速な通報を可能にするとともに、通報に係る職員の負担を軽減し、速やかな避難誘導を可能にする必要がある。

策検討部会」を設置して、ホテル等における火災対策について検討を行い、平成25年7月に報告書を取りまとめた。

この検討部会報告書では、夜間の就寝時間帯においては、火災の覚知の遅れにより被害拡大の可能性が高まっていることが明らかになり、また、自動火災報知設備の設置義務について、ホテル・旅館等においては延べ面積が300㎡以上の施設に義務付けられているところ、同様の機能を持つ住宅用防災機器は延べ面積に関わらず全ての住宅に義務付けられているという制度上の不均衡が指摘された。

これを受け、消防法施行令を改正し、自動火災報知設備については、利用者を入居させ、又は宿泊させるホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等においては、延べ面積に関わらず設置することとした。また、この改正とあわせて、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」を改正し、延べ面積300㎡未満のホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等を、通常の自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用

自動火災報知設備を設置できる施設に加えることとした(資料3)。

2 改正の概要

(1)対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し(第5条の2関係)

消防法第9条において、対象火気器具等(火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定めるものをいう。本稿において同じ。)の取扱いに関し、火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。

これを受けて定められている対象火気器具等の取扱いに係る条例制定基準に、「対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用すること」を追加することとする。

なお、「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで

資料3 自動火災報知設備に関する基準の見直し等について

平成24年5月13日、広島県福山市のホテル「ホテルプリンス」において火災が発生し、死者7名、負傷者3名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「ホテル火災対策検討部会」を設置して、ホテル等における火災対策について検討を行ってきた。

被害拡大の原因・今後の課題

○延べ面積300㎡未満の施設について、屋外に到達するまでの避難に要する距離が短いため、自動火災報知設備による火災の早期覚知がなくとも避難できるものと考えられてきたが、特に夜間の就寝時間帯における火災被害の拡大危険性が高くなっている。

○一般住宅については、平成16年の消防法改正により、規模の大小を問わず就寝の用に供する施設への住宅用防災機器の設置が義務付けられているところ、就寝の用に供する300㎡未満のホテル・旅館、診療所、社会福祉施設等については警報設備の設置義務はなく、制度的不均衡が生じている。

改正の考え方・必要な対策

○利用者を入居させ、又は宿泊させるホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等については、延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することを義務付け、火災被害の低減と設置基準の均衡を図ることとする。

○ただし、上記施設については、新たに「特定小規模施設」に位置付けることとし、設置等が容易で費用負担も比較的少ない特定小規模用自動火災報知設備の設置を可能とする。



あって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものを指すものである。また、「消火器」については、初期消火を有効に行うために準備するものであることから、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器のうち、周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要がある。

(2)スプリンクラー設備に関する基準の見直し(第12条第1項関係)

避難が困難な者が主として入所する施設区分である別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡未満のものについて、新たにスプリンクラー設備を設置しなければならないこととする。

ただし、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものについては、スプリンクラー設備の設置を要しない。

また、別表第1(6)項口(2)救護施設、(4)障害児入所施設及び(5)障害者支援施設のうち、介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させる施設でないものについては、スプリンクラー設備の設置を要しない。

(3)自動火災報知設備に関する基準の見直し(第21条第1項関係)

次に掲げる防火対象物について、利用者を入居させ、又は宿泊させるものであることから、延べ面積300㎡未満のものについても新たに自動火災報知設備の設置を義務付けることとする。

ア 別表第1(5)項イに掲げるホテル・旅館等
イ 別表第1(6)項イ及びハに掲げる病院・診療所等及び社会福祉施設等(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(4)消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し(第35条関係)

(3)のとおり、自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物が新たに規定されたこと等から、消防用設備等の設置に係る消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加することとする。

ア 別表第1(2)項ニ及び(5)項イに掲げるカラオケボックス等及びホテル・旅館等

イ 別表第1(6)項イ及びハに掲げる病院・診療所等及び社会福祉施設等(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ウ 別表第1(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる複合用途防火対象物、地下街及び準地下街(ア又はイに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

(5)施行期日

(2)、(3)、(4)については平成27年4月1日、(1)は公布の日それぞれ施行する。

(6)経過措置等

ア 改正令による改正前の消防法施行令第5条の2第1項の改正規定の施行の際、現に効力を有する消防法第9条の市町村条例が第5条の2第1項に規定する条例制定基準に適合しないこととなる場合における同法第9条の市町村条例に係る基準については、平成26年8月1日以前において第5条の2第1項に規定する条例制定基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例によることとする。(附則第2条関係)

イ (2)の改正規定の施行の際、現に存する別表第1(6)項口及び(16)項イに掲げる避難が困難な者が入所する社会福祉施設等及び複合用途防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(6)項口及び(16)項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。

ウ (3)の改正規定の施行の際、現に存する別表第1(5)項イ、(6)項イ及びハ、(16)項イ並びに(16の2)項に掲げるホテル・旅館等、病院・診療所等及び社会福祉施設等(同表(16)項イ

及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項イ又は(6)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(5)項イ、(6)項イ及びハ、(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準について

は、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

エ 消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第88号)附則第5条において、別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物に係る自動火災報知設備の技術上の基準は、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。

●消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号)

改正令の施行に伴い、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)における必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

なお、以下本省令を「改正規則」という。

(1)消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し(第25条関係)

別表第1(6)項ロ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる避難が困難な者が入所する社会福祉施設等、複合用途防火対象物、地下街及び準地下街(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供され

る部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとする。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りではないものとする。

(2)スプリンクラー設備の補助散水栓の基準の見直し(第13条の6第3項関係)

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、所要の規定の整備を行うこととする。

●特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成25年総務省令第127号)について

改正令による自動火災報知設備に関する基準の見直しにあわせ、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条に規定する特定小規模施設について、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加することとする。

(1)令別表第1(5)項イに掲げるホテル・旅館等

(2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる病院・診療所等及び社会福祉施設等(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(3)令別表第1(16)項イに掲げる複合用途防火対象物のうち(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

●おわりに

今回公布した法令については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成25年12月27日付け消防予第492号)を地方公共団体宛てに通知した。

また、改正令中「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」及び「介助がなければ避難できない者とし

て総務省令で定める者」について、今年度中を目途に消防法施行規則等を見直して具体的な内容を規定するとともに、運用について地方公共団体宛てに通知するほか、改正法令等の円滑な施行に向け、必要な情報提供等を行っていく予定である。